

長野県厚生農業協同組合連合会
 富士見高原医療福祉センター
 訪問看護ステーションふじみ・サテライトみづうみ

✓	名称		要介護 (※1)	要支援 (※1)	備考	
基本 利用 料	□	通常時間帯 午前8時～午後6時	所要時間 20分未満	314円	303円	訪問1回につき (准看護師の訪問：100分の90を乗じた額)
			所要時間 30分未満	471円	451円	
			所要時間 30分以上1時間未満	823円	794円	
			所要時間 1時間以上1時間30分未満(※2)	1,128円	1,090円	
	□	早朝・夜間時間帯 午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	所要時間 20分未満	393円	379円	訪問1回につき (通常時間帯の100分の25増) (准看護師の訪問：100分の90を乗じた額) (月2回目以降の緊急時の訪問の場合)
			所要時間 30分未満	589円	564円	
			所要時間 30分以上1時間未満	1,029円	993円	
			所要時間 1時間以上1時間30分未満(※2)	1,410円	1,363円	
	□	深夜時間帯 午後10時～午前6時	所要時間 20分未満	471円	455円	訪問1回につき (通常時間帯の100分の50増) (准看護師の訪問：100分の90を乗じた額) (月2回目以降の緊急時の訪問の場合)
			所要時間 30分未満	707円	677円	
			所要時間 30分以上1時間未満	1,235円	1,191円	
			所要時間 1時間以上1時間30分未満(※2)	1,692円	1,635円	
□	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	所要時間20分以上	294円	284円	訪問1回につき (1日に2回を超えて実施する場合 要介護通の場合 90/100 要支援の場合 50/100)	
		所要時間40分以上	588円	568円		
		所要時間60分以上	794円	426円		
□	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合(要介護1から要介護4)		2,961円	-	1月につき	
□	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合(要介護5のみ)		3,761円	-	(准看護師の訪問：100分の98相当)	

《加算等》

✓	名称	詳細	要介護	要支援	備考	
加 算 等	□	複数名訪問看護加算(I)	所要時間 30分未満	254円	254円	1回につき
			所要時間 30分以上	402円	402円	(複数の看護師等との同時訪問) (同意)
	□	複数名訪問看護加算(II)	所要時間 30分未満	201円	201円	1回につき
			所要時間 30分以上	317円	317円	(看護補助者との同時訪問) (同意)
	□	長時間訪問看護加算(※3)	1時間30分以上実施した場合	300円	300円	1回につき (基本利用料(※2)に加算)
	□	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定金額の5%		1回につき (通常の実施地域を超えた場合)
	□	特別地域訪問看護加算	国が定める特別地域にある場合	所定単位数の15%		1回につき (※4)
	□	緊急時訪問看護加算(I)	電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合	600円	600円	1月につき (※5) (同意)
	□	緊急時訪問看護加算(II)	電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合	574円	574円	
	□	特別管理加算(I)	気管カニューレや留置カテーテル等の医療器具を装着し特別な管理を必要とする場合、その他厚生労働大臣の定める状態	500円	500円	1月につき (※5)
	□	特別管理加算(II)	在宅酸素療法・人工肛門・人工膀胱・重度の褥瘡・週3日以上点滴注射、その他厚生労働大臣の定める状態	250円	250円	
	□	ターミナルケア加算	終末期看護の提供を行った場合	2,500円	-	1回 (同意)
□	遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	150円	-	1回	

長野県厚生農業協同組合連合会

富士見高原医療福祉センター

訪問看護ステーションふじみ・サテライトみづうみ

✓	名称	要介護	要支援	備考	
<input type="checkbox"/>	初回加算(Ⅰ)	350円	350円	初回 (新規の方、過去2ヶ月利用がなく新たに計画書を作成する方、要支援から要介護・要介護から要支援へ区分変更された方)	
<input type="checkbox"/>	初回加算(Ⅱ)	300円	300円		
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	600円	600円	退院・退所につき 1回又は2回	
<input type="checkbox"/>	看護・介護職員連携強化加算	250円	-	1月につき	
<input type="checkbox"/>	看護体制強化加算(Ⅰ)(※6)	550円	-	1月につき	
<input type="checkbox"/>	看護体制強化加算(Ⅱ)	200円	100円	(同意)	
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6円	6円	1回につき	
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3円	3円		
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	50円	-	1月につき	
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	25円	-		
<input type="checkbox"/>	口腔連携強化加算	50円	50円	1月につき1回 (同意)	
<input type="checkbox"/>	専門管理加算	250円	250円	1月につき	
<input type="checkbox"/>	理学療法士、作業療法士 または言語聴覚士の場合の減算	-8円	-8円	基本利用料より 1回につき減算します	
<input type="checkbox"/>	利用超過減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に、介護予防訪問看護費の減算を算定している場合	-		-15円
		介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合	-		-5円
<input type="checkbox"/>	高齢者虐待防止措置未実施減算	円	円	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します	

※1 要介護：1・2・3・4・5 / 要支援：1・2 の方が対象となります。(表示は1割負担の金額)

※2 1時間30分以上の訪問は、「長時間訪問看護加算(※3)」を加算する場合があります。

※3 《実費徴収分》の「所要時間を越えた場合」の備考欄に係る。

※4 所定単位数に、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び、ターミナルケア加算は含みません。

※5 特別管理加算・緊急時訪問看護加算については、区分支給限度額基準額の算定対象外になります。

(限度枠外となりますが、利用者負担額は介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた金額となります。)

※6 看護体制強化加算(Ⅱ)要件に加え、ターミナルケア件数が規定値に達している場合に算定いたします。

※ 要介護度別居宅介護サービス支給限度額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となる場合があります。

※ 急性増悪等により頻回の訪問看護が必要と主治医が認め、特別訪問看護指示書が交付された場合、介護保険での利用者であっても、指示の日から14日以内の期間は医療保険による訪問看護に切り替わります。

※ その他の加算等につきましては、発生時ご説明いたします。

※ 介護報酬額計算方法は、「表示金額(基本利用料+加算等)×地域加算=介護報酬額」となります。

(各加算を足したサービス総単位数(合計金額)に地域加算を掛けるため、端数処理により若干異なる場合があります)

※ 利用料金は、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた金額となります。(詳細は職員にお尋ねください)

※ 利用料金及び、加算等の算定につきましては、職員説明のもと、欄にチェックをすることで、同意をいただいたものとみなします。

長野県厚生農業協同組合連合会
富士見高原医療福祉センター
訪問看護ステーションふじみ・サテライトみづうみ

《実費徴収分》

その他	交通費	片道 16km以上 運営規程における通常の実施地域を超えて訪問した場合	1,500円/月（税込）	中山間地域等の 居住者を除く
	看取り処置料		11,000円（税込）	利用者が死亡された後、 処置を行った場合
	所要時間が90分を超えた場合		1,000円（非課税）	30分毎 ※1 算定時を除く

《その他（主治医の属する医療機関へのお支払い）》

訪問看護指示書の代金（主治医が訪問看護指示書を発行したとき）	診療報酬で定められた額
--------------------------------	-------------

《キャンセル料金》

ご利用日の前営業日の営業時間内までにご連絡いただいた場合	料金負担なし
ご利用日の前営業日の営業時間内までにご連絡いただけなかった場合	3,000円

【令和6年6月改定】

訪問看護利用料金表

【医療保険】

長野県厚生農業協同組合連合会
 富士見高原医療福祉センター
 訪問看護ステーションふじみ・サテライトみづみ

後期高齢者(75歳以上)		1割、現役所得者の方は3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者(70歳~74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

《健康保険適用分》

✓	名称	詳細		料金	備考	
基本 料金 ①	□ 訪問看護基本療養費 (I)	□ 保健師 助産師 看護師	週3回目まで	5,550円	1日につき	
			週4回目以降	6,550円		
		□ 准看護師	週3回目まで	5,050円	1日につき	
			週4回目以降	6,050円		
		□ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合		12,850円	1月につき1回	
		□ 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士		5,550円	1日につき	
	□ 訪問看護基本療養費 (II)	□ 保健師 助産師 看護師	同一日に2人	週3日目まで	5,550円	1日につき
				週4日目以降	6,550円	
			同一日に3人以上	週3日目まで	2,780円	1日につき
				週4日目以降	3,280円	
		□ 准看護師	同一日に2人	週3日目まで	5,050円	1日につき
				週4日目以降	6,050円	
	□ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合		12,850円	1月につき1回		
	□ 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	同一日に2人	5,550円	1日につき		
		同一日に3人以上	2,780円	1日につき		
□ 訪問看護基本療養費 (III)		外泊中の訪問看護		8,500円	入院中1回に限り (告示2-1に規定する疾病等の 利用者は入院中に2回)	
基本 料金 ① (加算)	□ 特別地域訪問看護加算	国が定める特別地域に事業所が所在する場合又は、国が定める特別地域外から特別地域居住者に訪問する場合			所定額の100分の50を加算	
	□ 難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問看護を行った場合	同一建物内1人又は2人	4,500円	1日につき	
			同一建物内3人以上	4,000円		
	1日に3回以上訪問看護を行った場合	同一建物内1人又は2人	8,000円			
		同一建物内3人以上	7,200円			
	□ 緊急訪問看護加算	かかりつけ医の指示に基づく緊急訪問	月14日目まで	2,650円	1日につき (同意)	
			月15日以降	2,000円		
	□ 長時間訪問看護加算 ※1		特別管理加算算定者・特別訪問看護指示書による訪問看護を行った場合		5,200円	週1日を限度 (90分を超えた場合)
	□ 乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対する訪問看護			1,300円	1日につき1回限り
		別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合			1,800円	
	□ 夜間・早朝訪問看護加算	早朝 (午前6時~8時)			2,100円	所定額に加算 (1日にそれぞれ一回ずつを限度)
		夜間 (午後6時~10時)				
□ 深夜訪問看護加算	深夜 (午後10時~午前6時)			4,200円		
□ 複数名訪問看護加算	看護師等との訪問 (准看護師除く)	同一建物内1人又は2人	4,500円	週1日を限度 (同意) (指定難病・特別管理加算・特別訪問看護指示書等で複数名による訪問看護を行った場合)		
			同一建物内3人以上		4,000円	
	准看護師との訪問	同一建物内1人又は2人	3,800円			
			同一建物内3人以上		3,400円	
	その他職員との訪問	同一建物内1人又は2人	3,000円		週3日を限度 (同意) (同上)	
			同一建物内3人以上			2,700円
その他職員との訪問	(1日に1回)	同一建物内1人又は2人	3,000円			
		同一建物内3人以上	2,700円			
		(1日に2回)	同一建物内1人又は2人	6,000円	週当たり上限回数なし (同意) (同上)	
同一建物内3人以上	5,400円					
(1日に3回以上)	同一建物内1人又は2人		10,000円			
	同一建物内3人以上	9,000円				
基本 料金 ②	□ 訪問看護管理療養費	機能強化型1	月の初回	13,230円		1日につき
		機能強化型2		10,030円		
		機能強化型3		8,700円		
		1・2・3以外		7,670円		
		訪問看護管理療養費1		3,000円		
訪問看護管理療養費2	月の2日目以降	2,500円				

訪問看護利用料金表

【医療保険】

長野県厚生農業協同組合連合会
 富士見高原医療福祉センター
 訪問看護ステーションふじみ・サテライトみづうみ

後期高齢者(75歳以上)		1割、現役所得者の方は3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者(70歳～74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

✓	名称	詳細	料金	備考
<input type="checkbox"/>	24時間対応体制加算	利用者・家族等から電話等で看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあり、必要に応じて緊急訪問看護を行うことができる体制で、24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	1月につきいずれか (同意)
		24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている以外の場合	6,520円	
<input type="checkbox"/>	特別管理加算	気管カニューレや留置カテーテル等の医療器具を装着し特別な管理を必要とする場合、その他厚生労働大臣の定める状態	5,000円	1月につき (重症者に対応できる職員体制・勤務体制が確保されていて、医療機関等との密接な連絡体制が確保されていること)
		在宅酸素療法・人工肛門・人工膀胱・重度の褥瘡・週3日以上点滴注射、その他厚生労働大臣の定める状態	2,500円	
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	退院後の在宅療養についての指導を、入院施設において共同で行った場合	8,000円	退院・退所につき1回 (病状等により2回まで)
<input type="checkbox"/>	特別管理指導加算	特別な管理が必要な方に退院時共同指導を行った場合	2,000円	退院・退所につき1回 (病状等により2回まで)
<input type="checkbox"/>	退院支援指導加算	退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合	6,000円	退院・退所につき1回
		退院日に在宅において長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合(1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合)	8,400円	退院・退所につき1回
<input type="checkbox"/>	在宅患者連携指導加算	医療機関等と連携し、療養上必要な指導を行った場合	3,000円	1月につき (同意)
<input type="checkbox"/>	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	在宅緊急時に他職種との共同カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合	2,000円	月2回まで
<input type="checkbox"/>	看護・介護職員連携強化加算	看護師等が介護福祉士等に対し、特定行為業務に係る必要な支援を行った場合	2,500円	1月につき
<input type="checkbox"/>	専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	月1回
		特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	
<input type="checkbox"/>	訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	50円	月1回
<input type="checkbox"/>	ターミナルケア療養費 1	在宅又は、特別養護老人ホーム等(看取り介護加算算定者を除く)にて終末期看護の提供を行った場合	25,000円	1回 (同意)
	ターミナルケア療養費 2	特別養護老人ホーム等(看取り介護加算算定者に限る)にて終末期看護の提供を行った場合	10,000円	1回 (同意)
	遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	1,500円	1回 (同意)
<input type="checkbox"/>	訪問看護情報提供療養費 1	市町村又は都道府県若しくは指定特定相談支援事業者等へ、求めに応じて、必要な情報を提供した場合	1,500円	月1回 (同意)
	訪問看護情報提供療養費 2	保育所等へ、求めに応じて、必要な情報を提供した場合	1,500円	月1回 (同意)
	訪問看護情報提供療養費 3	保険医療機関等へ、求めに応じて、必要な情報を提供した場合	1,500円	月1回 (同意)
<input type="checkbox"/>	訪問看護ベースアップ評価料(I)	主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合	780円	月1回 (訪問看護管理療養費を算定する利用者1人につき)
	訪問看護ベースアップ評価料(II)		円	月1回 (訪問看護ベースアップ評価料(I)を算定する利用者1人につき)

※ 表示金額に医療保険の負担率を乗じた金額が自己負担となります。(10円未満四捨五入)

※ その他の加算等につきましては、発生時ご説明いたします。

※ 急性増悪等により頻回の訪問看護が必要と主治医が認め、特別訪問看護指示書が交付された場合、介護保険での利用者であっても、指示の日から14日以内の期間は医療保険による訪問看護に切り替わります。

※ 料金・加算の算定につきましては、□にチェックをすることで同意をいただいたものとみなします。

訪問看護利用料金表

【医療保険】

長野県厚生農業協同組合連合会
 富士見高原医療福祉センター
 訪問看護ステーションふじみ・サテライトみづうみ

後期高齢者(75歳以上)		1割、現役所得者の方は3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者(70歳～74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

《実費徴収分》

その他	交通費	片道 16km以上	1,500円/月 (税込)	運営規程における通常の実施地域を超えて訪問した場合 (中山間地域等の居住者を除く)
	看取り処置料		11,000円 (税込)	利用者が死亡された後、 処置を行った場合
	休日利用料		2000円 (非課税)	休日訪問した場合 1回ごと
	営業時間外の利用料		1500円 (非課税)	営業時間外に訪問した場合、1回ごと
	所要時間が90分を超えた場合		1,000円 (非課税)	30分毎 ※1算定時を除く

《その他（主治医の属する医療機関へのお支払い）》

訪問看護指示書の代金（主治医が訪問看護指示書を発行したとき）	診療報酬で定められた額
--------------------------------	-------------

《キャンセル料金》

ご利用日の前営業日の営業時間内までにご連絡いただいた場合	料金負担なし
ご利用日の前営業日の営業時間内までにご連絡いただかなかった場合	3,000円

【令和6年6月1日現在】

利用料金表

【医療保険（精神科）】

長野県厚生農業協同組合連合会
 富士見高原医療福祉センター
 訪問看護ステーションふじみ・サテライトみづうみ

《健康保険適用分》

✓	名称	詳細		料金	備考	
基本 料 金 ①	□ 精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3回目まで	30分未満	4,250円	1日につき (准看護師による訪問の場合、 ・週3日目まで30分未満 3,870円 ・週3日目まで30分以上 5,050円 ・週4日目で降30分未満 4,720円 ・週4日目で降30分以上 6,050円)	
			30分以上	5,550円		
		週4回目以降	30分未満	5,100円		
			30分以上	6,550円		
基本 料 金 ①	□ 精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	同一建物居住者 (同一日に 3人以上)	週3回目まで	30分未満	2,130円	1日につき (准看護師による訪問の場合、 ・週3日目まで30分未満 1,940円 ・週3日目まで30分以上 2,530円 ・週4日目で降30分未満 2,360円 ・週4日目で降30分以上 3,030円)
			週4回目以降	30分未満	2,780円	
				30分以上	2,550円	
			30分以上	3,280円		
		同一建物居住者(同一日に2人)の場合、上記(Ⅰ)同様				
□ 精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)	外泊中の訪問看護		8,500円	入院中1回に限り (告示2-1に規定する疾病等の 利用者は入院中に2回)		
基本 料 金 ① (加 算)	□ 特別地域訪問看護加算	国が定める特別地域に事業所が所在する場合又は、国が定める特別地域外から特別地域居住者に訪問する場合		所定額の100分の50を加算		
基本 料 金 ① (加 算)	□ 精神科複数回訪問加算	1日に2回訪問看護を行った場合	同一建物内1人又は2人	4,500円	1日につき (精神科在宅患者支援管理料の算定を されている利用者)	
			同一建物内3人以上	4,000円		
		1日に3回訪問看護を行った場合	同一建物内1人又は2人	8,000円		
			同一建物内3人以上	7,200円		
	□ 精神科緊急訪問看護加算	かかりつけ医の指示に基づく緊急の訪問	月14日目まで	2,650円	1日につき(同意)	
	月15日以降	2,000円				
	□ 長時間精神科訪問看護加算 ※1	特別管理加算算定者・特別訪問看護指示書による訪問看護を行った場合		5,200円	週1日を限度 (90分を超えた場合)	
	□ 夜間・早朝訪問看護加算	早朝(午前6時～8時)		2,100円	所定額に加算 (1日にそれぞれ一回ずつを限度)	
		夜間(午後6時～10時)				
		深夜訪問看護加算 深夜(午後10時～午前6時)				4,200円
基本 料 金 ① (加 算)	□ 複数名精神科訪問看護加算	保健師、看護師、 作業療法士との訪 問	(1日に1回)	同一建物内1人又は2人	4,500円	1日につき(同意) (指定難病・特別管理加算・特別訪問看護指示書等 で複数名による訪問看護を行った場合)
			同一建物内3人以上	4,000円		
			(1日に2回)	同一建物内1人又は2人	9,000円	
			同一建物内3人以上	8,100円		
			(1日に3回以上)	同一建物内1人又は2人	14,500円	
			同一建物内3人以上	13,000円		
		准看護師との訪問	(1日に1回)	同一建物内1人又は2人	3,800円	1日につき(同意) (指定難病・特別管理加算・特別訪問看護指示書等 で複数名による訪問看護を行った場合)
			同一建物内3人以上	3,400円		
			(1日に2回)	同一建物内1人又は2人	7,600円	
			同一建物内3人以上	6,800円		
			(1日に3回以上)	同一建物内1人又は2人	12,400円	
			同一建物内3人以上	11,200円		
看護補助者又は 精神保健福祉士との訪問		同一建物内1人又は2人	3,000円	週1日を限度		
		同一建物内3人以上	2,700円			
基本 料 金 ② (加 算)	□ 訪問看護管理療養費	機能強化型1	月の初回	13,230円	1日につき	
		機能強化型2		10,030円		
		機能強化型3		8,700円		
		1・2・3以外		7,670円		
		訪問看護管理療養費1	月の2日目以降	3,000円		
		訪問看護管理療養費2		2,500円		
□ 24時間対応体制加算	利用者・家族等から電話等で看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあり、必要に応じて緊急訪問看護を行うことができる体制で、24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合		6,800円	1月につきいずれか (同意)		
	24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている以外の場合		6,520円			

利用料金表

【医療保険（精神科）】

長野県厚生農業協同組合連合会

富士見高原医療福祉センター

訪問看護ステーションふじみ・サテライトみづうみ

✓	名称	詳細	料金	備考
基本 料金 ② (加算)	<input type="checkbox"/> 特別管理加算	気管カニューレや留置カテーテル等の医療器具を装着し特別な管理を必要とする場合、その他厚生労働大臣の定める状態 在宅酸素療法・人工肛門・人工膀胱・重度の褥瘡・週3日以上点滴注射、その他厚生労働大臣の定める状態	5,000円 2,500円	1月につき (重症者に対応できる職員体制・勤務体制が確保されていて、医療機関等との密接な連絡体制が確保されていること)
	<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	退院後の在宅療養についての指導を、入院施設において共同で行った場合	8,000円	退院・退所につき1回 (病状等により2回まで)
	<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算	特別な管理が必要な方に退院時共同指導を行った場合	2,000円	退院・退所につき1回 (病状等により2回まで)
	<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算	退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合	6,000円	1回
		退院日に在宅において長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合（1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合）	8,400円	1回
	<input type="checkbox"/> 在宅患者連携指導加算	医療機関等と連携し、療養上必要な指導を行った場合	3,000円	1月につき (同意)
	<input type="checkbox"/> 在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	在宅緊急時に他職種との共同カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合	2,000円	月2回まで
	<input type="checkbox"/> 精神科重症患者支援 管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者に対し、医療機関等と連携して定期訪問した場合	8,400円	1月につき
		精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者に対し、医療機関等と連携して定期訪問した場合	5,800円	1月につき
	<input type="checkbox"/> 看護・介護職員連携 強化加算	看護師等が介護福祉士等に対し、特定行為業務に係る必要な支援を行った場合	2,500円	1月につき
<input type="checkbox"/> 専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	月1回	
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円		
<input type="checkbox"/> 訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	50円	月1回	
③	<input type="checkbox"/> ターミナルケア療養費 1	在宅又は、特別養護老人ホーム等（看取り介護加算算定者を除く）にて終末期看護の提供を行った場合	25,000円	1回 (同意)
	<input type="checkbox"/> ターミナルケア療養費 2	特別養護老人ホーム等（看取り介護加算算定者に限る）にて終末期看護の提供を行った場合	10,000円	1回 (同意)
	<input type="checkbox"/> 遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	1,500円	1回 (同意)
④	<input type="checkbox"/> 訪問看護情報提供療養費 1	市町村又は都道府県若しくは指定特定相談支援事業者等へ、求めに応じて、必要な情報を提供した場合	1,500円	月1回 (同意)
	<input type="checkbox"/> 訪問看護情報提供療養費 2	保育所等へ、求めに応じて、必要な情報を提供した場合	1,500円	月1回 (同意)
	<input type="checkbox"/> 訪問看護情報提供療養費 3	保険医療機関等へ、求めに応じて、必要な情報を提供した場合	1,500円	月1回 (同意)
⑤	<input type="checkbox"/> 訪問看護ベースアップ評価料(I)	主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合	780円	月1回 (訪問看護管理療養費を算定する利用者1人につき)
	<input type="checkbox"/> 訪問看護ベースアップ評価料(II)		円	月1回 (訪問看護ベースアップ評価料(I)を算定する利用者1人につき)

※ 表示金額に医療保険の負担率を乗じた金額が自己負担となります。(10円未満四捨五入)

※ その他の加算等につきましては、発生時ご説明いたします。

※ 急性増悪等により頻回の訪問看護が必要と主治医が認め、特別訪問看護指示書が交付された場合、介護保険での利用者であっても、指示の日から14日以内の期間は医療保険による訪問看護に切り替わります。

※ 料金・加算の算定につきましては、□にチェックをすることで同意をいただいたものとみなします。

利用料金表

【医療保険（精神科）】

長野県厚生農業協同組合連合会
富士見高原医療福祉センター
訪問看護ステーションふじみ・サテライトみづうみ

《実費徴収分》

その他	交通費	片道 16km以上 運営規程における通常の実施地域を超えて訪問した場合	1,500円/月（税込）	中山間地域等の 居住者を除く
	看取り処置料		11,000円（税込）	利用者が死亡された後、 処置を行った場合
	休日利用料		2000円（非課税）	休日訪問した場合 1回ごと
	営業時間外の利用料		1500円（非課税）	営業時間外に訪問した場 合、1回ごと
	所要時間が90分を超えた場合		1,000円（非課税）	30分毎 ※1算定時を除く

《その他（主治医の属する医療機関へのお支払い）》

訪問看護指示書の代金（主治医が訪問看護指示書を発行したとき）	診療報酬で定められた額
--------------------------------	-------------

《キャンセル料金》

ご利用日の前営業日の営業時間内までにご連絡いただいた場合	料金負担なし
ご利用日の前営業日の営業時間内までにご連絡いただけなかった場合	3,000円

【令和6年6月1日現在】